

## 役員報酬等規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人竹田法人会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、定款第25条に定めるとおり役員は無報酬とする。

(旅費交通費)

第4条 役員に支払う旅費交通費は、別に定める役員等旅費規程による。

(その他の経費)

第5条 役員がその職務の遂行に当たって負担する、または負担した旅費交通費以外の費用については、原則として前もって支払うものとし、前払いが不可能な場合には請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。